

令和 3 年度第 1 回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和 3 年 5 月 13 日（木） 13 時 30 分から 14 時 50 分まで

2 場 所 浜田市役所 4 階講堂 A B

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

10 名

(2) 欠席者

7 名

4 事務局

〔健康福祉部〕

健康福祉部長

保険年金課長

〔健康福祉部保険年金課〕

国保係長、賦課給付係長

〔健康福祉部健康医療対策課〕

健康医療対策課副参事、地域医療対策係長

〔市民生活部税務課〕

税務課長

〔支所市民福祉課〕

金城市民福祉課長、旭市民福祉課長、

弥栄市民福祉課長、三隅市民福祉課長

※支所市民福祉課はT V会議による出席

5 議題

(1) 協議事項

諮問第 1 号 令和 3 年度浜田市国民健康保険料率について

(2) 報告事項

報告第 1 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計決算（見込）について

報告第 2 号 保健事業に関する報告について

6 会議録

【令和3年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 13時30分 開会】

事務局

失礼いたします。ご案内しております時間になりましたので、ただ今から、令和3年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は本日の進行をさせていただきます、保険年金課長です。よろしくお願いいたします。

また、保険年金課は、本年度の機構改革により、これまでの「市民生活部」から「健康福祉部」へ所管が変更となっておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。議案につきましては、事前に送付させていただいております。お持ちでない場合はお申し出ください。それから、お手元の方に「参考資料1」、「参考資料2」、「令和2年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」の3つの資料、「令和2年度浜田市国保重複多受診者等に対する電話及び訪問指導の実施について（報告）」の資料、それから「浜田健康チャレンジ「はまチャレ」」のパンフレットをお配りしております。

資料に不足がある場合はお申し出ください。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、初めに、本日の委員の皆様方の出席状況について報告させていただきます。議案の表紙の裏側が委員名簿となっておりますので、そちらをご覧ください。

なお、今回の会議から、被用者保険の代表として地方職員共済組合島根県支部から、ご出席いただくことになっております。よろしくお願いいたします。

それから、本日、事前にご欠席のご連絡をいただいている委員様がいらっしゃいます。

7名が欠席となっております。

続きまして、事務局側の出席者につきまして、人事異動等もありましたので、簡単に自己紹介をさせていただければと思っております。なお、今回は支所の職員につきましては、コロナ対策の一環ということで、テレビ会議での出席とさせていただいております。

それでは、健康福祉部長から順にご挨拶させていただきます。

事務局

こんにちは。先ほど課長の方から説明がありましており、この4月からの機構改革により、市民生活部から健康福祉部に保険年金課の所管が変更となったことにより、私が国民健康保険を所管することとなりましたので、この会に出席させていただいております。今後ともよろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。保険年金課長2年目となりました。昨年のこの会議はコロナのために書面会議とさせていただきましたので、料率の決定に際しましては初めての会議ではありますが、皆様よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。この4月から国保係長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。保険年金課賦課給付係長です。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。引き続きになります、健康医療対策課副参事兼統括保健師です。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。健康医療対策課地域医療対策係長です。よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。この４月１日から税務課長を拝命しました。これまで教育委員会の方に長くおりましたが、23年ぶりに税務課の方に戻ってきました。収納率の向上及び適正な課税に向けてやってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

続いて、金城支所、よろしいでしょうか。

事務局

失礼いたします。金城支所市民福祉課長をこの４月から拝命いたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局

続いて旭支所お願いします。

事務局

失礼します。旭支所市民福祉課長です。今年で２年目になります。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、弥栄支所お願いします。

事務局

失礼します。弥栄支所市民福祉課長です。この４月に弥栄支所防災自治課から弥栄支所市民福祉課へ異動となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、三隅支所お願いします。

事務局

失礼いたします。この４月より市民福祉課長を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

事務局

以上の出席となります。皆様、よろしくお願いいたします。
それでは、議案の１ページをご覧ください。

こちらには、本日の会議の次第を掲載しております。この次第に沿って本日の会議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、1 番目の会の成立宣言でございます。現時点において、委員定数 17 名中 10 名の出席があり、2 分の 1 以上の出席となっております。

また、被保険者、医薬、公益等の各代表から 1 名以上の出席がございますので、浜田市国民健康保険条例施行規則第 5 条にあります開会要件を満たしており、本日の会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続いて、2 番目の市長挨拶でございますが、本日市長は他公務のため、健康福祉部長が代わってご挨拶を申し上げます。

事務局

失礼します。先ほどありましたように、市長が他の公務で出かけておりますので、私の方でご挨拶を申し上げます。

【令和 3 年度第 1 回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

令和 3 年度第 1 回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

浜田市国民健康保険運営協議会の委員の皆さんにおかれましては、平素から本市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、ご多忙にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、本協議会につきましては、昨年度は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間に該当する見込みであったため、書面による開催となりました。当初の感染確認から 1 年以上経過したところではありますが、先般、地域を限定して 3 回目の緊急事態宣言が発令されたばかりであり、引き続き予断を許さない状況となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動にも大きな影響が出ているところです。本市におきましては、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や失業等が生じた世帯を救済するため、国の財政支援を活用し、国民健康保険料の新たな減免制度を創設しました。この減免制度につきましては、令和 3 年度は、国の財政支援が縮小となる予定ですが、継続して実施したいと考えております。

令和 3 年度の国民健康保険料率につきましては、このような社会情勢も考慮したうえで、委員の皆さんのご意見を伺い、決定したいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

令和 3 年 5 月 13 日

浜田市長 久保田 章市

代読、健康福祉部長です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。申し遅れましたが、浜田市では今月からクールビズによる軽装勤務となっており、ノーネクタイ等の軽装とさせていただいておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。続きまして、3 番目の会長挨拶です。会長、よろしく

お願いいたします。

会長

失礼します。本日は、令和3年度第1回の運営協議会でございます。お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の議題は、今年度の国民健康保険料率と決算等事業報告についてでございます。

平素から、この協議会で各種のご意見をいただきながら、運営させていただいておりますが、国民健康保険料については市民生活に直結する大きな課題だと思います。

効率的に進められるように各委員の皆様方の積極的なご意見を頂戴できればということをお願い申し上げまして、最初の挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、4番目、市長諮問でございます。議案3ページをご覧ください。

今回の諮問事項につきましては、「令和3年度浜田市国民健康保険料率について」1件となっております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続いて、5番目の、議事録署名委員の指名でございます。ここからの進行につきましては、会長様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

早速、議事録署名委員の指名を行います。

恒例に従いまして、私の方から指名をさせていただきます。

医薬代表から、委員。被保険者代表から、委員。

にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、協議事項に入らせていただきます。

ただいま諮問を受けました案件であります、諮問第1号、「令和3年度浜田市国民健康保険料率について」という案件を議題にいたします。

では、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

それでは、失礼ではありますが、座って説明をさせていただきます。

議案の4ページをご覧ください。

令和3年度浜田市国民健康保険料率案についてであります。

○の1つ目、医療分及び支援金分の保険料率についてです。

5ページの(1)表と併せてご覧ください。

医療分及び支援金分について、議案にありますように、応能割である所得割、応益割である被保険者均等割及び世帯別平等割をそれぞれ昨年度とは変更しておりますが、医療分と支援金分の合計は「所得割」を前年と同率の11.93%とし、「被保険者均等割」も、前年と同額の35,400円、「世帯別平等割」も、前年と同額の24,600円に据え置く案でございます。

2つ目の○は、介護分です。

5ページの(2)表と併せてご覧ください。

介護分については、40歳以上64歳までの、2号被保険者の方に賦課されるものです。

応能割である所得割を 2.66%から 2.40%へ 0.26 ポイント引き下げ、応益割である被保険者均等割を 9,900 円から 9,000 円へ 900 円引き下げ、世帯別平等割を 5,000 円から 4,400 円へ 600 円引き下げる案でございます。

それぞれの賦課限度額は、昨年度と変更ありません。

3 つ目の〇は、国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正についてです。

税制改正に伴う所得計算の変更の影響を除外するため、低所得者に対する保険料軽減措置の計算式の変更をするものです。細かい説明は 2 月の運営協議会でさせていただきましたので省略いたしますが、この変更により、昨年と同じ収入であれば同じ軽減がかかるようになります。

なお、浜田市における軽減世帯は、令和 2 年度分の保険料の状況では、7 割軽減世帯 32.06%、5 割軽減世帯 14.76%、2 割軽減世帯 10.18%、全体の 57.00%が軽減該当世帯となっております。

この軽減された保険料については、国県市において公費で補填されるものになります。

医療分・支援金分・介護分ともに、平成 30 年度からは、島根県が決定する「国保事業費納付金」を納めるために必要となる保険料を算出する方法をとっております。

本日お配りしています「参考資料 1」をご覧ください。今年 2 月に開催しました運営協議会でも説明いたしましたが、医療分、支援金分、介護分それぞれについて、国保事業費納付金に、保健事業などの経費を加算し、そこから浜田市に直接入る見込みの公費を除いた額が保険料として収納する必要な額であるということを図と表で表したものです。併せてご確認ください。

続きまして、議案に戻りまして、5 ページ下段をご覧ください。提案した料率にて試算を行ったところ、医療分に約 300 万円の不足が生じるため、本来ならば保険料率の引き上げが必要となります。

浜田市は一人当たりの医療費が高く、近年においても県内 19 市町村のうち高い方から数えて 4 番目、あるいは 5 番目といった状況が続いています。今年度においても、被保険者のさらなる減少や医療費の高止まり等、国保運営は引き続き厳しい状況が想定されますが、基金残高が確保できる見込みであること、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響が続いていること、また国において実施されている低所得者への保険料負担軽減を目的とした財政支援が継続することなどを勘案し、令和 3 年度の国民健康保険料率につきましては、国保財政調整基金から医療分へ 300 万円充当する方針で算定し、医療分不足支援金分の料率を維持する案としております。

なお、この試算は現在の被保険者状況にて行っております。年度途中の被保険者の増減により、賦課総額も合わせて増減しますので、最終的な基金取崩額は変更となる可能性があることをご承知おきください。

つづく 6 ページですが、それぞれの年度における国民健康保険財政調整基金の積立額と取崩額の記載をさせていただいておりますので、ご一読いただきたいと思います。なお、令和 2 年度、3 年度は見込みでございます。令和 2 年度は、同じく保険料率を据え置いたため財政調整基金を 2,000 万円取り崩しましたが、決算剰余金の積み立てが約 3,200 万円あったため、令和 2 年度末の基金残高は 5 億 1,500 万円あまりとなる見通しです。

また、7 ページにつきましては、6 ページの内容による残高をグラフ化したものです。

8 ページ、9 ページには国民健康保険料の賦課基準について載せております。

国民健康保険法施行令等及び浜田市国民健康保険条例において、それぞれ基準を定めております。

応能割である所得割と応益割である被保険者均等割及び世帯平等割を応能割：応益割の

50：50 の按分を図り、応益割の被保険者均等割及び世帯平等割についても 35：15 の按分を図ることとなっております。

続きまして、10 ページをご覧ください。

こちらは、県内 8 市の保険料・税率を表したものです。浜田市・益田市・安来市は、令和 3 年度保険料・税率、その他の市は令和 2 年度の料率について記載しております。

10 ページ中段以降でありますけれども、この料率で、モデル世帯試算比較によります 1 世帯当たり保険料額の積算をした内容であります。

モデル世帯は夫婦 2 人の世帯と仮定しまして、所得額 150 万円、基礎控除額 43 万円、介護第 2 号被保険者 2 人とし、8 市同一条件で積算した場合の保険料額を記載しました。

表中、中段の色の濃いところがございますが、医療分、支援金分、介護分の保険料額の合算を記載しております。その次であります、ランクとしまして、高い保険料額の市町村からの順番、最大額からの差額、また、最小額からの差額を記載しております。

一番下の表は、試算比較によります状況ですが、医療分では最高保険料額は出雲市、最低保険料額は松江市、支援金分につきましては、最高保険料額は益田市、最低保険料額は出雲市、介護分につきましては、最高保険料額は松江市及び益田市、最低保険料額は雲南市となります。

全体額でみますと、最高保険料額は益田市で 27 万 8,200 円、最低保険料額は雲南市で 24 万 2,000 円となっています。県内 8 市中では、浜田市は 3 番目に高い状況となります。

令和 3 年度保険料・税率が出ている 3 市の状況は、医療分と支援金分の合計が 3 市とも据置き、介護分が浜田市のみ引下げ、あとの 2 市が据置きとなっております。

また、本日お配りした「参考資料 2」の 2 ページから 5 ページには、各年度の被保険者数、保険料率及び賦課限度額の推移を載せておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上、諮問第 1 号といたしまして、令和 3 年度浜田市国民健康保険料率について説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

会長

はい。諮問を受けました第 1 号令和 3 年度の保険料率について、ただ今、説明がありました。基本的には医療分及び支援金分は昨年度の保険料率等を据え置き、介護分は引き下げということで、全体としまして引き下げという話でございます。

それでは、質疑を受けたいと思いますが、発言の際にはマイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。

それでは、どうぞ、委員の皆様、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

はい、委員どうぞ。

委員

令和 2 年度と 3 年度で保険料率が変わらないということで、大変結構なのですが、ご存じのように、被用者保険と国民健康保険では格差がありすぎるので、なるべく公金を使いながら調整していただきたいということを前々から申し上げております。

国民健康保険については、所得が低い段階では、7 割軽減が報告にありまして 32% ぐらいありまして、ほぼ格差はないのですが、所得が増えれば、被用者保険と格差が広がっているように感じます。

当然、保険料を決定するにも、保険事業や医療費の抑制等諸々あります。報告がありましたように、財政調整基金を 2 年度は 2 千万円取崩し、3 年度は 300 万円取崩しとなっております。

ますが、これをもう少し、2 年度並みの基金を投入して国民健康保険料の軽減を図っていたいて、県内 3 番目のランクですが、せめて雲南市並みとまでは行きませんが、保険料率を引き下げるような努力を今後していただきたいという意見を持っておりますので、よろしくお願いします。

会長

はい。事務局、何かありますか。

事務局

はい。基金を使って保険料率の引下げをということでございます。今回の保険料率につきましては、県の前期高齢者交付金が多く交付されたということと、過年度分の精算金が多く返ってきたということで、島根県に納める事業費納付金が低額となり、保険料率を抑えることができております。

今、基金の残高が 5 億円と少しとなっております。この基金については、議案の 7 ページのグラフを見ていただけたらと思うのですが、平成 27 年度には 2 億 1 千万円となっております。

実はこの前年度に保険料率を改定しております。この時期、高価な癌の治療薬や肝炎の治療薬が保険適用となったことで医療費が高騰したということがありました。数年後には薬価も改定されて落ち着き、今ようやく基金の状況が 5 億円ほどに回復しています。

今後、保険料率については、全県下での統一化ということが図られておりますが、島根県の場合は数年間時間を要するのではないかという状況です。この間、残っている基金を活用しながら各年度の保険料が大きく上がったりすることがないようにしたいと考えております。できるだけ、我々も保険料率は引き下げていく必要があると思っておりますので、十分考慮しながら今後も保険料率の算定をしていきたいと思っております。

委員

県の統一の保険料はどれぐらいになる見込みですか。

事務局

県の運営方針というのが、今年が中間年度で見直しがあったのですが、その中で保険料率の統一については、次回の見直しの際に検討するという、少々緩やかな表現になっております。できれば、我々としては、できるだけ早く統一の方向を示していただきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。そのほかご意見ございますでしょうか。
どうぞ。

委員

説明のあった基金の取崩しが昨年度より大分少ない、それから 2 年度の決算も元年度より低く抑えられている、ということは、単純に浜田市の健康状態は全体として少し良くなったという風に考えてもよいでしょうか。

事務局

今回の決算につきましては、単純に浜田市の健康状態が良くなったので保険給付が減ったということであれば嬉しいのですが、コロナの影響での受診控えが大きく影響しているのではないかと考えております。我々は、国民健康保険に限らず、医療費の助成をしておりますが、そういった医療費も下がっております。令和 2 年度につきましては、コロナによって決算額も減ったと考えております。

会長

よろしいでしょうか。

そのほかの委員の皆さん、ご意見ございませんでしょうか。

はい。無いようでありますので、諮問第 1 号については是非を問いたいと思います。

令和 3 年度の国民健康保険料率の提案の趣旨は、医療分と支援金分の合計において所得割及び応益割とも令和 2 年度と同率・同額とし、介護分において所得割を 0.26 ポイント引き下げて 2.40%に、均等割は 900 円引き下げて 9,000 円に、平等割は 600 円引き下げて 4,400 円に、という提案でございます。

提案どおり、受け入れるということではよろしいでしょうか。

各委員

はい。

会長

それでは、本日諮問を受けました案件であります令和 3 年度浜田市国民健康保険料率につきましては、提案どおり承認するという事で、答申させていただきます。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第 1 号、令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計決算見込についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第 1 号の方に入らせていただきます。失礼ではありますが、座って説明をさせていただきます。

議案の 13 ページをご覧ください。令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計事業勘定決算見込みについてです。

全体の概要といたしましては、歳入歳出共に減額となっており、歳入決算見込みは 63 億 9,536 万 3,528 円で、2 億 1,444 万 9,157 円の減額となっております。歳出決算見込みは 63 億 6,176 万 9,640 円で、2 億 971 万 7,889 円の減額となっております。歳入歳出差引額 3,359 万 3,888 円を繰越としております。

次に、歳入の概要についてです。

国民健康保険料につきましては、令和 2 年度は、令和元年度の料率に据え置きを行っております。決算見込額は 8 億 8,388 万 9,634 円で、前年度と比較して、3,665 万 875 円の減額となっております。

続きまして、県支出金です。

県支出金は 48 億 477 万 8,753 円で、前年度と比較して 1 億 169 万 2,039 円の減額となっております。

この大幅な減額は、歳出となります保険給付費の減額に伴い、保険給付費等交付金の普通交付金が減額となったことによるものです。

続きまして、繰入金です。

繰入金は、6 億 3,980 万 269 円で、前年度と比較して 7,292 万 3,989 円の減額となっております。歳出の減額に伴い、繰入金も減額となっております。

続きまして、繰越金でございますが、これは令和元年度決算剰余金であり、3,832 万 5,156 円となっております。以上が歳入です。

続きまして、歳出の概要についてです。

保険給付費につきましては、45 億 933 万 132 円で、前年度と比較して 1 億 7,730 万 7,100 円の大幅な減額となっております。総額の減額のみでなく、1 人あたりの保険給付費も減額となっております。これは、先ほど課長の方から説明がありましたが、新型コロナウイルスの蔓延による受診控えが大きく影響していると思われます。1 人当たりの医療費につきましては、参考資料 2 の 6 ページに記載がございます。前年度との比較数値の記載はありませんが、浜田市におきましては、前年度と比較して、1 人当たり約 1 万円の減額となっております。県全体におきましても、約 6 千円の減額となっております。全国的にも減額となっており、浜田市も例外ではないというところです。参考資料 2 におきましては、その他、保険給付費の詳細について掲載しておりますので後ほどご覧ください。

議案 13 ページに戻ります。保険給付費のうち、退職被保険者等につきましては令和 2 年 3 月をもってすべて一般保険者となっており、給付額につきましては、令和 2 年 3 月診療分と精算分のみとなります。

続きまして、出産育児一時金につきましては 417 万 100 円で、前年度と比較して 328 万 3,036 円の減額となっております。葬祭費は 270 万円で、前年度と比較して 9 万円の増額となっております。

続きまして、保健事業です。こちらにつきましては、特定健康診査等事業費と保健衛生普及費とに区分をしております。

特定健康診査等事業費は、特定健康診査・特定保健指導を行うための費用となります。5,097 万 5,153 円で、前年度と比較して、117 万 1,212 円の減額となっております。

保健衛生普及費は、人間ドック・脳ドック等の検査費用の助成や、医療の適正化を目的とした医療費通知や後発医薬品使用差額通知の実施等に係る費用となります。1,638 万 8,111 円で、前年度と比較して 276 万 8,379 円の減額となっております。

続きまして、基金積立金です。国民健康保険財政調整基金への積立ですが、令和元年度決算剰余金につきましては、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づくものといたしまして 3,832 万 5,156 円の 1/2 以上である 3,148 万 9,000 円を積立て、また、運用利子については全額を浜田市国民健康保険財政調整基金条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づきまして 67 万 9,821 円を積立て、合計 3,216 万 8,821 円となっております。

続きまして、諸支出金でございます。これは、令和元年度国民健康保険事業の精算における返還金等としての支出 1,617 万 5,212 円、国民健康保険直診勘定へ運営補助 6,362 万 7,000 円とへき地診療所に係る特別調整交付金 3,066 万 4,000 円の、併せて 1 億 1,046 万 6,212 円の繰出を含むものでございます。

続きまして、議案 14 ページをご覧ください。14 ページ以降の、丸で番号をつけております項目につきましては、13 ページの金額に対応しております。13 ページにない番号もございますが、同じ番号のものは同じ内容に対応しております。

まずは、国民健康保険料の収納率についてです。

合計で 80.03%となり、昨年度 79.25%より向上しております。

なお、保険料の調定額・収納額につきましては、出納閉鎖期間まで変更がありますので、3 月末現在の数値であることを申し添えます。

続きまして、15 ページの下段にまいります。こちらには、先ほど説明いたしました県支出金の詳細を掲載しております。

続きまして、16 ページをご覧ください。こちらには、繰入金の詳細を掲載しております。右ページの 17 ページに詳細を記載しておりますが、口頭で説明している内容となりますので、続いて、18 ページをご覧ください。18 ページには歳入歳出それぞれの決算見込みのグラフを載せております。

令和 2 年度の事業勘定の決算見込みにつきましては、以上でございます。

事務局

続きまして、令和 2 年度の直営診療施設勘定の決算見込みについて説明をいたします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

議案の 19 ページをご覧ください。予算現額 2 億 5,266 万 4,000 円に対して決算見込み額は 2 億 4,090 万 6,078 円で、1,175 万 7,922 円の減となる見込みです。また、対前年度の比較としては、1,433 万 5,741 円の減となる見込みです。

令和 2 年度は前年度と比較して、歳入の診療収入が減少したことに伴い歳出の医業費が減少となっております。一方、国庫、県支出金、諸収入については、新型コロナウイルス感染症に伴う各種補助金により、増加となっております。

診療所の運営に当たっては、無駄を省いた効率的な運営に努めることはもちろんのこと、今後も、定期的な診療所長会議と看護師会の開催を中心にして、安全安心で充実した医療の確保に努めて参ります。

また、20 ページには歳入歳出予算の割合をグラフに表しておりますので、そちらも参考にご覧いただきたいと思います。

令和 2 年度の直営診療施設勘定の決算見込みの概要説明については以上でございます。

会長

令和 2 年度の事業勘定と直診勘定の決算見込みの説明がございました。

ここで、ご意見ご質問等がありましたらお受けいたします。

はい、どうぞ。

委員

14 ページと 15 ページの報告事項について聞いてみたいと思います。令和元年度と令和 2 年度の収納率が載っていますが、職員の皆さんの努力によって、一般分と退職分それぞれの収納率が上がっております。これに対して大変敬意を表します。私が聞きたいのは、滞納繰越分の被保険者について、資格証又は被保険者証の線引きというのはどのようになっているのか。あるいは滞納がひどい場合には資格証を交付していないのか。そこを 1 点ほどお伺いしたいと思います。

事務局

資格証と期間を限定した被保険者証の交付の違いは、滞納されている月数で線引きさせていただいております。資格証につきましては、滞納が著しいため、被保険者証を発行しない方につきましても、申請があれば必ず交付することになっております。

委員

わかりました。ありがとうございました。

会長

はい。ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

委員

健診事業等で、「癌の精密検査をください」と言われる方がおられると思います。以前から PET-CT の補助をされていると思いますが、浜田市全体の受診人数と国保関係の受診人数がわかれば教えていただけたらと思います。

事務局

健康医療対策課で PET-CT 検査の助成を行わせていただいておりますので、お答えしたいところですが、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど確認して報告させていただきたいと思います。

会長

よろしいですか。

委員

はい。

会長

そのほかにございませんか。

ないようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告第 2 号、保健事業に関する報告についてです。説明をお願いします。

事務局

引き続き保健事業について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の方は、お手元の方にお配りしております、「令和 2 年度浜田市生活習慣病対策のまとめ」、「令和 2 年度浜田市国保重複多受診者等に対する電話及び訪問指導の実施について」を使って説明をさせていただきます。

国保の保健事業につきましては、保健師を雇用させていただきまして、健康医療対策課の方に配置をさせていただきまして、常に健康医療対策課健康づくり系の保健師、栄養士等と相談をしながら対策を進めておりまして、生活習慣病対策と重なる部分が多いので、この資料を使って説明させていただこうと思います。

中を開いていただきまして、1 ページ目に健康増進計画の基本理念と重点目標を載せております。国保保健事業は特に黄緑の枠の部分の重点目標の 2 番「脳卒中糖尿病の発症予防と重症化の推進」が関連の強い項目となっており、こちらのページの中ほどに目標指数を載せております。効果のある活動ができているのかということを見ていくうえで、指標としましては、脳卒中の壮年期 40～64 歳の年齢調整死亡率の減少や特定健診受診率・特定保健指導実施率を評価指標として取り組んでいるところです。ただし、後ほど健康診査の受診率等について説明しますが、こちらや特定保健指導の実施率の方は目標に達していないという課題が

あります。

続きまして2ページ目から重点的な計画を載せております。こちらの方は国保の保険事業以外の事業も含めて総合的な生活習慣病対策を掲載しております。

2ページの中ほどに、「浜田健康チャレンジ事業」の実績を載せております。これは18歳以上の市民を対象にしており、予算上は国保ではありませんが、まちをあげた市民の健康づくりとして進めており、今年度3年目となります、本日お手元の方にチラシを配らせていただいております。いろいろなところで事業の周知をしているところです。皆様の方にもご協力いただきたいと思いますと思っております。

それでは、国保事業の説明をいたします。15ページをご覧ください。特定健康診査の受診者数、受診率を載せております。まだ2年度の実績は出ておりませんので、元年度の資料となっております。15ページを見ていただきますと、受診率は合計で49.9%ということで、下にありますとおり男性45.8%女性53.7%となっており、女性の受診率が高いという状況です。それから、上のグラフを見ていただきますと、40代50代の受診率が低い状況がわかっていただけたと思います。

つづきまして、16ページに年次推移のグラフを載せております。受診率は青い折れ線になります。元年度が49.9%その前の年が49%ということで、ほぼ横ばいの状況にあります。元年度は目標受診率を52%としておりましたが、達成していない状況にあります。グラフには、地区別の受診率も細かく掲載しております。

また、未受診者対策として、16ページの一番下から17ページ上段に文章で書いておりますとおり、元年度に健診初年度となる40歳到達の方と、受診率の低い41歳から54歳の男性のうち3年間未受診で1年間医療機関にかかっていない方に、ハガキのでの通知や電話や訪問等の対応を行い、受診勧奨に努めております。40歳到達者の方には少し効果がありまして受診率は向上していますが41歳～54歳男性の未受診の方は、仕事が忙しい・今健康状態に問題がない等の理由から受診率を上げることができませんでしたので、引き続き勧奨していきたいと思っております。

それから、21ページに特定保健指導の実施状況を掲載しております。

元年度のデータは速報値になりますが、一番右端に乗せております。対象は329人、利用者が49人、終了者が44人ということで、現在速報値の状況で13.4%の終了率となっております。これは、目標としている数字にも到達しておりませんし、県や国の平均値より少ない状況にあり、大変課題に思っております。

利用率を高めるための取組みを21ページの下の方に書いておりますけれども、できるだけ早くご案内をしたりですとか、電話をかけて利用勧奨等をしておりますけれども、なかなか数が伸びないような状況にあります。

22ページの方をご覧ください。実際に特定保健指導を利用していただいた方の状況を載せております。特定保健指導を利用していただいた方の7割の方が「体重減少があった」「生活習慣の改善がみられた」という風に効果を感じているところです。

また、23ページには、令和元年度に特定保健指導を利用された方がその翌年、結果がどうであったかということを分析した状況になります。積極的支援利用者の方の25%、動機付け支援利用者の方の19.5%が健診の結果としても改善が見られたということでもあります。

続きまして、24ページをご覧ください。特定健診の結果から、高血圧、糖尿病、腎機能の面でリスクが高く、適正な医療や管理をしていただきたい方への取組みを掲載しております。特定健診の結果とレセプトの状況から医療にかかっていないと思われる方を対象に、訪問や電話で状況を伺い働きかけるという取組みです。

高血圧のハイリスクの方が117人、糖尿病のハイリスクの方が12人、腎機能のハイリス

クの方が 117 人となり、その方々に対応し、それぞれ放置の方には受診勧奨だけで終わらない継続した指導を実施しているところです。

ページをめくっていただきまして、26 ページには、糖尿病性腎症重症化予防の取組みを掲載しております。また後程見ていただけたらと思うのですが、14 ページに新規人工透析者の人数を掲載しております。22 人中 7 人が糖尿病が原因の透析ということで、このプログラムを実施することにより予防ができるのではないかと期待しているところです。

対象者を抽出し、147 人の方に医療機関の先生方からお声を掛けていただき、実際に 6 か月のプログラムに参加された方が令和 2 年度は 6 人いらっしゃいました。数は少ないのですが、26 ページの下の方にありますように、実際、検査値の改善が見られた方や、生活習慣の改善につながっている方がいらっしゃるの、引き続き続けてまいりたい事業となっております。

また、27 ページの下の方に研修会の開催状況を載せております。当初は 2 回開催予定であったのが、コロナの影響で 1 回となりましたが、山根先生に、「糖尿病の基礎知識・薬物療法について」ということを講演していただきまして、栄養士や保健師のスキルアップも努め、取り組んでいるところです。

また、現在県の方でも糖尿病性腎症重症化予防は力を入れておられ、研修会等開催されますので、こちらの方にも出席して効果的な指導ができるような取組みをしているところです。

そして、生活習慣のまとめに 1 枚紙をはさんでおります、国保の重複多受診者に対する電話相談や訪問指導の取組みの状況を載せております。対象者については、重複・多受診、頻回受診、重複服薬等抽出条件を載せております。その中でレセプト等点検いたしまして、除外する方もいらっしゃいまして、結局 10 人の方を指導対象といたしました。対象の状況としては男性が 7 人、女性が 3 人ということで、頻回受診の方はすべて整形外科での受診となりまして、下の方に保健指導の実施について載せておりますけれども、必要な治療をしていたくことも大事なのですが、主治医の指示判断の下で、運動等自宅でもできるような取組みが必要であったと担当の方から聞いておりますので、はまチャレですとか、100 歳体操ですとか、ほかの事業で取り組んでいることも反映させていきたいと考えております。

事業についての説明は以上です。

会長

報告第 2 号 保健事業に関する報告についての説明がございました。ここで、ご質問ご意見がございましたらお受けしたいと思いますので、委員の皆様、どうぞ忌憚のないご意見お願いします。

はい、どうぞ。

委員

保健指導をかなり重点的に取り組んでいらっしゃるのですが、特定保健指導の終了率がかなり低いということです。今、県内横並びで各市町村がどういう状況であるかというのを見る機会が多く、やはり邑智郡管内、川本町、美郷町、邑南町あたり、特に川本町は 7 割以上とかなりの高い率で実施されているのですが、そういったところの参考例を皆さんと一緒に学習されるような機会はないのでしょうか。

事務局

他市の状況を聞きながら進めており、今実際に特定保健指導を実施しておりますのが、直営と浜田医療センターの 2 か所というところで、数の問題もありますし、声掛けしても、「毎

年やっているから」ですとか、いろいろな形で勧奨しても「利用しよう」というところに進めないといった状況もあります。またいろいろと研究したいと思っておりますが、今年度考えておりますのが、医療センターの方で健診を受けて対象となったら即保健指導を受けていただくとか、医師の方から声を掛けていただくと、利用につながったという事例がありますので、そういった形で実施率・利用率を高める取組みをして行きたいと思っております。引き続き他市の状況も見ながら実行してまいりたいと思っております。

委員

よろしくお願いします。県もいろいろかなり研修等を設けたり、先進事例の紹介を積極的にされているというのを伺っております。島根県全体で考えていけない問題だと思いますので、引き続きどうかよろしくお願いします。

会長

そのほかございませんか。

無いようでございますので、報告第2号につきましては、これで終わらせていただきます。そのほか事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局

すみません。先ほどご質問いただいた PET-CT 検診の状況ですけれども、全体の数しかわかりませんが、令和2年度の助成が37人ということです。また、保険については後ほどお知らせをしたいと思います。(→申請書に医療保険の記入欄なく不明) 以上です。

会長

それでは連絡事項をお願いします。

事務局

事務局から1点ございます。

次回第2回の運営協議会についてですが、まだ予定の段階ですが、令和4年2月17日木曜日を予定しております。

内容につきましては、例年と同様ですが、令和3年度の補正予算、それから令和4年度の当初予算についてご協議をいただきたいと考えております。

また、これも例年のことになりますが、人事院勧告に基づいて人件費の予算に変更があった場合につきましては、補正をしたうえで、次回の運営協議会においてご報告させていただくということで、ご了解いただければと思っております。連絡事項については以上となります。

会長

ありがとうございました。来年の2月の17日が予定されておるようでございますので、皆様日程の調整をお願いいたします。

それでは、本日の協議事項につきましては、すべて終了いたしましたので、本日の国民健康保険運営協議会を終了したいと思います。進行を事務局の方にお返しいたします。

事務局

会長、議事の進行ありがとうございました。それから、委員の皆様も長時間ご審議いただ

きましてありがとうございます。引き続き浜田市国民健康保険の運営にご協力、ご指導賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【令和3年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 14時50分 閉会】